

「お知らせ」

2022年7月1日

11/15/18GHz 帯電気通信業務用固定局の照会相談業務の受付について  
(電波法関係審査基準の一部改正への対応について)

平素より、照会相談業務をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和4年総務省訓令第8号により11/15/18GHz帯電気通信業務用固定局に関する電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部改正が行われました。

これに伴い、当会では、改正後の審査基準に基づく照会相談業務の受付を令和4年10月1日より開始します。また、本改正前の審査基準に基づく照会相談業務の受付は8月31日までとなります。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人電波産業会  
利用促進部